

議会運営委員会

平成17年4月28日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄 ○里川宜志子 嶋田 善行
飯高 昭二 西谷 剛周 三木 誓士
中川 靖広

2. 理事者出席者

総務部長 植村 哲男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 西谷委員、三木委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。
最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。
会議録署名委員に西谷委員、三木委員を指名いたします。
両委員にはよろしく願いいたします。

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。それでは、レジメに沿って進めてまいります。

協議事項1.（1）平成17年第3回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。

はじめに、会期日程についてを議題と致します。

本臨時会については、3月18日の議会運営委員会で確認いただいておりますように、5月11日、水曜日、会期は1日ということで決定させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。第3回斑鳩町議会臨時会は5月11日水曜日、会期は1日ということで決定させていただきました。

委員長 次に、付議予定議案の取り扱いについてを議題と致します。
総務部長に出席を願っておりますので、まず、付議予定議案について、概要説明をいただきたいと思えます。

総務部長 5月臨時会提出予定議案でございますが、議案数は3件ございま

す。議案が2件、承認が1件でございます。

まず、議案の1件目で、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成11年政令第47号）でございますが、平成17年3月18日から施行されたことにより、当町の非常勤消防団員等の損害補償等に係る障害の等級について、地方公務員災害補償法の規定に準じて所要の規定を整備する等の改正をさせていただくものでございます。

次に、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第48号）でございますが、これが平成17年4月1日から施行されたことにより、この改正に基づき当町の非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の引き上げを図るものでございます。

3点目でございますが、承認でございます。専決処分させていただいたものでございますが、承認第1号、町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,275万8,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億207万1,000円としたものでございます。その主な予算補正の内容でございますが、歳入予算では、地方譲与税利子割交付金をはじめとする各種交付金及び特別交付税の確定と、地方債の許可予定額の確定による予算補正でございます。歳出補正につきましては、各事業の完了に伴う予算補正について行なうものでございまして、いずれにいたしましても地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成17年3月31日付けで町長専決処分をさせていただいたものでございます。同法同条第3項の規定により議会に報告をさせていただき、承認を求めるものでございます。

また、本補正予算では繰越明許費の補正をいたしておりますが、こ

の補正につきましては、先の3月議会で第8号の補正予算において繰越明許補正をいたしておりました中の、JR法隆寺駅周辺整備事業についての変更をさせていただいております。補償対象者からの補償に必要な資料の提出が遅れていたことから、さらに339万円を繰越することの変更をさせていただくというものでございまして、よろしくお願い申し上げます。以上、概要の説明とさせていただきます。

委員長 付議予定議案について、総務部長の方から概要説明を受けましたが、委員皆さんの方で、事前にお聞きしておくことがあれば、質疑意見等をお受けしてまいりたいと思います。質疑、意見等のある方はどうぞ。

(質疑なし)

委員長 付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで、了承しておきたいと思います。

委員長 次に、付議予定議案の取り扱いについてですが、臨時会当日に委員会付託を省略し、理事者の提案説明、質疑のあと採決ということで議長の方で進めてもらうということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように進めてもらうということで確認しておきます。仮に、討論が必要なときは、従来どおり賛否の討論は各1名ずつということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 付議予定議案については、今決めさせていただきましたとおりの取り扱いで議長にはよろしくお願いをいたします。

植村部長の方からほかに報告等はありませんか。

総務部長 特にございませぬ。

委員長 なければ、他に公務もありますので、総務部長にはここで退席していただくことといたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

(午前9時8分 休憩)

(午前9時9分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(2)追加日程についてですが、臨時会当日の進行予定表を事務局から説明してもらおうことといたします。

(進行予定表に基づき事務局長説明)

委員長 ただいまの説明について、質疑意見等はありませんか。全体のことで結構ですので。

役職名簿等のことについても、何かございませんか。

(局長より資料の補足説明)

委員長 ということですが。

嶋田委員 裏面の遊技場建築審査会委員に関しては、審議会が解散したら、その場で委員会というのとはなくなりますので、ここに私と三木議員の名前が書いているんですが、これは今、空席というんですか、委員会自身が、今、無いということになると思いますので。条例でそのようになっていますので。

委員長 　　実は、遊技場建築と旅館建築については、ずっと選考させていただいておって、嶋田委員がおっしゃるように、そういう事象というんですか、必要な時に議会の方へ連絡しますということで、現在の委員さんも委員会を開く必要があるということで、急遽、選考させていただいたということで、その事象が終わってますから、嶋田委員がおっしゃるとおり、その委員さんというのは載せる必要がないのかなと思うのですが、また、新たにそういう事があれば選ぶということで、なくしてもいいのではないかなと思うが、どうですか。

三木委員 　　私もこの委員だったんですが、法隆寺のパチンコの件でだったんですが、その時で一旦、切れてますので、今回切ってもいいんじゃないですか。

委員長 　　今の局長からの説明で、これは現在の中で選ぶ必要がないということで、チョイスしてもらったのかな。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長 　　同じように、社会教育委員さんはこのまま存続するから次は選ばないですよという意味だったら、遊技場建築審査会委員というのはその時点でなくなっているということで、裏面にも入れないということで説明した方が妥当じゃないかと、それでよろしいですか。

三木委員 　　これは、随時出てくる委員会でない訳で、ですから、この項目は残しておくのかどうか、それとも消すのかどうか。

委員長 　　今、提案させていただいているのは、5月11日の臨時会で全議員さんにこのようにして、現在の決まっている委員さんはこういう形ですよと、今回の改選というか、選ばなくてはいけない委員会はこうですよということで、整理してもらったんです。今、この審査会に行っ

ておられる嶋田委員も、三木委員もちょうど議運におられますので聞かせていただいたら、ひとつずつの事案が終了すればその審査会は解散しているということですので、ここへ入れておく必要はないという判断で、資料からは割愛しておこうということで、そういう扱いにしておいた方が、誤解がないということだったら、そうしたいと思うのですが、どうですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、全協の時にはそのようにしてください。
他にございませんか。

里川委員 市町村合併調査研究特別委員会の扱いなんです、合併問題がいろいろあったときに、みんなでいろいろ調査、研究しようということで、立ち上げた委員会なんです、住民投票が終わって、単独町制で行こうということになっている訳ですが、この特別委員会の存在をこのまま続けていくにしろ、どうするにしろ、協議も必要だろうし、共通の議員さんたち、みんなが一定の、置いておくのであれば置いておくで、共通の認識を持って、ちゃんと置いておかないといけないだろうし、これについてはきちっと話合いが行なわれた方がいいのかなと思いますので、気になる場所ですので皆さんに一度聞いていただけたらと思うのですが。

委員長 里川委員からのこういう話ということで、私もこの副委員長をしていますので、どうのこうのということとは言えないと思いますが、皆様方の認識ということで、お聞かせ願いたいと思います。

西谷委員 町単で行くということですから、この委員会は、ぼくは要らないと思います。

三木委員 今後いろいろあるかもしれませんが、一応結論は出ているので、私もこれはなくていいと思います。

委員長 他の委員さんはどうですか。

この委員会の取り扱いについては、議員の一人として、いろいろ考えていたこともあるんですが、あくまでも、15年の5月ですか、改選後に目的をもってということで、その目的は市町村合併の調査研究ということで、全員協議会の中で確認できて、設置して、議長を除く全議員がということで設置させていただきました。その以前というのは、確か、13年だったと思うのですが、町長から17年3月に向けての合併議論をしっかりとやっていかないと、避けては通れないということで、当時私が議長をさせていただいておりましたので、議運の方へ諮らせていただいて、それで設置したという経緯で、あくまでも合併の調査研究だということで、出発としては議員の人数が少なかったもので6名ということで、確か、西谷委員が委員長をしていただいたと記憶しております。そうしている中で、住民発議がありまして、法定協議会の設置が議論しなければいけないということになりましたので、そうしたら、議長を除く全議員で委員会を組織替えして、皆さんで議論していこうと、これも含めてやって行こうということになってきた委員会だと、そのように認識しています。

確かに、法定協議会は解散したし、また、町長が町制単独ということで表明されて、議会としてもそれには異議ないということで進んでいる段階で、これを解散というんですか、手続き上、特別委員会ですから、目的が達成されたという段階、必要でないという段階をとらまえて、解散ということについては、そのことについては後で局長に補足していただきますが、そういう手続きをとって、特別委員会の廃止という形になるのか、そういう形をとっておく方がいいということも考えられますが、もしそういう具合にするのであれば、どういう具合の手続きが必要になるのか、局長の方で。

事務局長 特別委員会の消滅の関係で、二つの方法がある訳ですが、特別委員会については、最終的には委員長報告がされて、その中で可否が決定した段階で、廃止する必要があるというのが一つと、特別委員会には付託の部分もあったわけですが、今回の特別委員会については調査・研究が終了するまでということで、それで行きますと、付託案件については議会の方で既に議決された分がございます。それ以外に調査・研究というものもありますが、それ以外については、委員会設置の目的については今の段階ではもう終わったという段階であれば、自然消滅という形にはなっていくます。特別委員会の設置の時に、特別委員会は審議が終了した段階で議決をもって終わるというような議決を採っておれば、あえて、特別委員会をなくすということの議決が必要ですが、それがされておきませんので、もう目的が達成したという段階では自然消滅という感じで、予算審査特別委員会などと同じような形になろうかと思っておりますので、あえて、議決まで採る必要はないのではないかと考えております。

委員長 そういうことは、そのまま置いてあっても、19年の時には自然消滅するんだということで、理解したらいいのかな。

里川委員 置いておくか、なしでもいいのではという議論について、どちらの方がいいのかよく分からないのですが、ただ、国の動向を見る中で、隣接しています安堵町さんのように1万人以下の町などがあって、安堵町さんなんかで、知事の方から、権限持たされて合併の強制とか、そういう制度がまだ残されている中で、そういった打診とか、そういうものがひょっとして斑鳩町の方にあったりとか、今後の動きの中でそういう事があったときにはどうなるのかなと、斑鳩町としてどう考えるかというのを協議したりするというケースは出てこないのか、どうなのか、というのが、ちょっと気になっているところなんです、その事も含めてこの委員会のあり方というのをどうしておくのか、今、言っておられるように、一応、任期のある間が存在していて、19年

の自然消滅ということであれば、そういう形で置いておくといったらあれですが、そういう形でもいいのかなと、いざとなった時にそういう話合いがもてるのかなという気もするんですけど。ちょっと、他の委員さんのご意見も聞いてみていただけたら。

委員長 どうですか。置いてあっても、別に問題はないですね。何も、1年間に1回もこの委員会を開いてないということについては、何もないですね。

嶋田委員 市町村合併調査研究ということでありますけども、一応は7町合併についての調査、研究だったと思いますので。

（「違う」と呼ぶ者あり）

嶋田委員 違うんですか。そうしましたら、私はそのように解釈してましたんで、目的が達成されたから解散してもいいんじゃないかなと思いますけれども、今、違うと、汎用な合併についての調査・研究ということですか、それであれば、別段置いておいても差し支えないと思います。

委員長 途中意見を止めましたけど、あくまでも設置の時は、先ほど局長が申し上げたとおり、合併についての調査・研究、その中で皆さん認識は、7町の市町村合併についてということに集中していたのは、これは事実なんですけど、あくまでも制度的には、そういうことでいいですね。ですから、まだ目的が達成されたか、だから、最終の委員会というんですか、前回の委員会で解散の話までは出してなかったということ。

嶋田委員 それであれば、置いておいてもいいと先ほど言いましたけれども、逆に置いておくべきではないかなと、解散ということを決議しない限り、置いておくべきではないかなと思いますが。

西谷委員 7町合併に関してに係わらず、市町村合併についての調査研究をするということの中で、住民投票をして、住民の意識というのは斑鳩町は単独で行くんだということ表明して、それで、仮にこういうものが課題として残っているということは、住民から見たら、まだそういう7町合併はしなかったけども、他にまた合併する、そういう可能性はあるのかなという、変に住民に誤解を与えるのではないかと。仮に、斑鳩町が副委員長が言うように、知事の指導で強制合併みたいな形になったとしても、そうしたらそれを斑鳩町が受け入れるのかどうかというのは、恐らくまた、住民投票して決めないとできない話ではないかなと、僕は思う。そしたら、その時に改めて、こういう事態になったときに、合併の調査委員会を開いたらいいん違うかな。僕は、町内回っている中では、みんな、合併しないで良かったというのが、ほとんどの住民の声だから、あえて調査委員会を残すことが、逆にそういう住民の人たちに、変な誤解を与える可能性があるし、仮にそういう事態が想定されたら、その時に改めて、合併委員会みたいな形をつくれれば、それで済む話と違うのかなと思います。

委員長 今の西谷委員の意見でちょっと。先ほどから局長なり、説明させていただいて、嶋田委員の意見に対しても話に出たように、あくまでも市町村合併調査研究特別委員会の設置目的は7町の方であるということでは絶対ないと、その点を認識していただいて、里川委員がおっしゃるように、目的はまだあるんだということで、それと、仮に、仮の話をして申し訳ないですが、副委員長からそういう話が出て、安堵町が今度の新法のもとで知事から勧告を受けて、近隣と合併しなさいというふうにされたときには、一番最初に私たちの町へ交渉にくると思うんです。その時に、この委員会が存続している時期なのか、19年より先なのかわかりませんが、その時に直ぐに対応できる委員会があれば、まず、西谷委員がおっしゃるように、そうしたら安堵町との2町での合併についての住民投票をするのかしないのかとか、そういう

話もこの場所でできる、議決機関として直ぐに対応できるという形で、何も今、改めて、もう一度、この市町村合併調査研究特別委員会を開催して、その中で議決によって、解散というんですか、消滅を宣言してしまう必要もないのではないのかなど、私もそのように思います。

その点、どうですか。他の委員さんで。

飯高委員 先ほど、里川副委員長が言われましたように、まだ合併の話はいろいろ、時は分からないんですが、続くとは思うんです。その中で、平成19年ですか、わずか2年ですが、その間に何かあった時に、ちゃんと話の受入の委員会があるように、あれば話もできると思うんですけども。残しておいてもいいのではないかと思います。

中川委員 私も法定協は7町で審議する場でしたが、この特別委員会は7町に係わらず、どんな枠組みがあるか分からないし、今後またそんな話が出た時に、また全協を開いて、新たに設置するのではなく、このまま置いておいても別に問題はないと思いますけど。

三木委員 先ほどそういう話をしましたけども、私は、今後もこういう合併の問題は出てくると思ってます。それが、今回、一応、単独でということになったので、要らないのではないのかなというふうには思いますが、逆に賛成していた人間とするならば、今後、置いておいてもいいかなど、そんな気がいたします。

委員長 住民投票で、圧倒的多数で住民の皆さんは、7町の合併については反対だという意思表示だったと、私は認識しておりますし、合併については、三木委員がおっしゃるように、枠組み、それとか、それらについては、今の7町合併に反対された、反対投票された方の中にも何人かおられるのかなど、そのようにも思っておりますし、住民投票の結果、合併をしないんだというように、執行機関、また議決機関も、そのように確認しあったという段階で、設置目的について、ちょっと

ニュアンス的に違いますので、あえて、今、消滅させる必要もないと思いますし、また消滅させることによって、里川副委員長からも想定というんですか、そういうことも有り得るといような話も聞かせていただいて、その時点で斑鳩町どうするんだという、町長からの相談があったときに、また本会議で新たに設置をしなければ特別委員会を出発できませんので、そういう時期的なことも懸案すれば、あるものですから、今あえて、消滅をしていくということはしなくてもいいんじゃないかなと、私も思います。そういうあれで。

西谷委員 委員長は、7町合併に対して確かに住民投票で賛成、反対、そうしたら、反対した人は7町合併以外だったら賛成する人があったのかといたら、僕はほとんどないと思うんです。町内をあっちこっち回っている中で。そしたら、7町であろうが、とにかく、安堵と合併するのか、あるいは、王寺と、比較的財政のいい王寺とだったら、斑鳩町、合併していいのかといたら、全部ほとんどノーだと思っんです。それからすると、残すということは少なくとも役職名簿の中で、委員長、副委員長を決めたと、出てくる訳でしょ。委員会だけ置いておいて、現実的には機能しないから委員長も副委員長も決めないという形。だから、結局、住民の皆さんに、例えばこういう形で載ること自身が、住民に誤解を与えるのではないかなという心配があるから、私はあえて言っているだけなんです。載ることによって、斑鳩町は単独でいくのと違うのか、まだ、市町村合併の特別委員会があるということは、まだ斑鳩町が合併を考えているのかみたいな、住民からしてですよ、単純にそういう誤解を与えないためには別にいいん違うかなと、そういう意味で言っているんですよ。だから、別に残して、要は平成19年の任期まで、一切こういう市町村合併調査研究特別委員会という委員会が表にでないという形の中だったら、残したって、何ら住民に誤解を与えるということはないと思いますが、仮に出るとしたらそういう部分が、恐らく、多分出たら、当然またそういうことで聞かれるというのは分かりますから、あえて私は言っているだけの話。余計な混

乱を、私は招かないほうがいいのではないかなという意味で言っただけで、それでも皆さんがそれでいいと言われるのなら、それでいいですけど。

中川委員　この市町村合併調査研究特別委員会は、推進する、賛成の意見を議論する委員会ではないと私は思っています。だから、副委員長がおっしゃるように、もし安堵から打診がきたら、どこで窓口として、どこで受付するかという意味合いでも、置いておく方が、利便性といったら語弊ありますが、いいのではないかと。住民の人は、この特別委員会を賛成する、推進する委員会だという認識があったら、西谷委員が言うように、あるか分かりませんが、これは賛成者も居たら、反対者も居る、その合併について議論する、調査する委員会だから。

西谷委員　もちろんそうです。議員としてはそういうことは分かっているし、ただ住民の皆さんからすれば、7町合併の中で特別委員会が出来たから、住民から見たら、合併を推進とは言わないが、調査研究するための委員会。でも、実際に住民からしたら、我々はノーと言ったのに、なぜまだ議会は合併についての調査研究をする必要があるのか、というところで、私は言われると。

委員長　この議論で、ちょっと申し訳ないですが、纏めさせていただきたいと思います。中川委員と西谷委員のいろいろな話の中で、先ほど三木委員もおっしゃったけど、賛成した3,000人ほどの住民の方もおられますし、西谷委員がおっしゃるのも意味が分からないでもないんですが、議会の特別委員会という性格のもので設置している。そして、先ほど委員長、副委員長を選ぶのかということなんですが、本来は特別委員会でありますから、委員長、副委員長はそのままずっと置いておくべきで、選ぶ必要もないだろうし、仮にメンバーが、吉川議員か、私が議長に選ばれたらメンバーが変わりますから、委員長と副委員長を兼ねられないから、そういうことは起きてくると思うんですが、こ

のままでしたら、何も委員長、副委員長を選任する必要もありませんし、元々、そういう事案が生じた時に直ぐに対応できるように置いておくという思いで一致すれば、このままあえて消滅させる必要もないだろうし、また住民の皆さんがこれがあるためにということで、西谷委員がおっしゃってますが、もし、そういうことをおっしゃるんでしたら、議員としてこれは調査研究するためのものですので、こういう具合にしてということで、説明していただければ、その住民の方は納得していただけたと思いますので、市町村合併調査研究特別委員会はそのまま休止状態ですが、このまま設置しておくということで、纏めさせていただきたいと思いますので、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、そういうことで。他に、これらの件で何か、ございませんか。

局長の方で、役職を当日、これとこれとという事で、きちっと説明できるように作っておいてもらおうか。

先ほどの日程の中でスムーズに諮らせていただきたいと思います。

元大野管長のお葬式が13時30分からということですので、休憩の時に入っているかどうか分かりませんが、議長の方で諮っていただきたいと思いますので、前もって議運の皆さんに了承していただきたいと思います。

(発言多数あり)

委員長 少し休憩時間が長くなっても、やむを得ないという事で了承しておいてもらえたらと思います。お葬式に案内というのは愚問でした。

三木委員 こちらから、例えば、町長、議長が行くということは考えられるんですか、ないんですか。

委員長 それが自然かなと思います。なぜ、法隆寺葬というか、一つの宗教団体の方に、そうして、議会の休憩中というか、形では休憩中になると思いますが、わざわざ議会を休憩しているのかと議論のあるところだと思うんです。私個人的には、町長には行ってもらう方が、斑鳩町の町長が自分のところにある法隆寺、世界遺産の元管長で現管長のお父さん、そういうことでもありますし、お寺と斑鳩町の関係もありますので、町長には参列していただきたいなと議員の一人とも思いますし、それらの事があるということだけ、含んでおいてほしいと思います。

 それでは、臨時会当日の進行予定案として、全体の流れをいろいろ議論していただきまして、確認させていただいたということで、終わっておきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

 (了 承)

委員長 次に、(2) 議員定数のあり方についてを議題といたします。

 先日、全員協議会でいろいろ話もしていただきました。この事について、委員の皆さん方からご意見等がございましたらお受けいたしたいと思います。

里川委員 先日の全協での皆さんのご意見を聞かせていただいておりますら、今回、私たちの議会運営委員会でも、一定、こういう研究をしようやということやってきましたが、正式に議長から諮問を受けていた状態でもなかったということが全協の中でも指摘もされましたし、今後、もう間もなく改選ということにもなりますが、改選後、新議長より諮問をしていただいて、今後検討していくということで進めていただけたらというふうに思うのですが、ただ、議員定数のあり方だけについてではなくて、議会として議会の財政を健全化していくのに、どうだという、そういう捉え方のご意見も結構あったかと思います。

総合的に考えるには議会運営委員会に諮問していただいて、議会運営委員会でやるのがいいのか、ちょっと全協で出てました特別委員会を組んだらどうかというご意見も出てましたけども、そのこのところだけ、今の議運のメンバーの中できちっと確認ができたらなというふうには思ってるんですけども。

委員長

副委員長の方から、この前の全協でのいろいろな意見をいただいた中での、提案をしていただいておりますが、私も5月11日に改選ということになりますし、副委員長が申し上げたように、あの時議員からだいぶ突っ込まれて委員長が引っ込んでおけと言われたんですが、出発した今年度の議運の時には議長からはいろんな想定もされたんですが、合併という問題もありましたので、ああいう形でしか、諮問を受けなくて、議会運営委員会の皆さんの意見でいろんな事を想定しながら研究させていただいたということで、先ほどからも意見が出てますように、住民投票の結果、町制単独で行くということで、改めて5月の改選後、議長から議会運営委員会に諮問いただいて、それで議論をしていこうと。その中で副委員長がおっしゃるように、全体の定数だけじゃなくて、議会費の見直しというんですか、健全というのがどうなのか分からないんですが、健全化ということで、そういう事で総合的に議長から諮問を受けて、新たな気持ちで、新たなメンバーでいろいろ議論していってもらえたら有り難いなと思いますので。それで、特別委員会設置云々の話もあったんですが、副委員長は今ここでということなんですが、ここでどっちかと決めておくより、次の新たな議会運営委員のみなさん、議長も加わってもらって、その事も議運で議論してもらって出していただくと、今、決めておいてね、次の委員長なり、新たなメンバーになんやということと言われても、出発がちぐはぐになってもいかんと思いますので、できれば改選後にそういう形をしてもらえんということを決めたということで、全協で報告したいと思いますので、そういう形でどうでしょう。

(異議なし)

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。
それでは議員定数のあり方についてを終わります。

委員長 次にその他について委員の方から質疑意見等、ございませんか。

(特になし)

委員長 議長の方からは。

(な し)

委員長 事務局からは。

(臨時会出席者、喫煙室について報告)

委員長 ただ今の事務局からの報告について何かございますか。

(質疑なし)

委員長 本会議場での補佐出席については、前もってわかっている分については議長にも報告してほしいというで言ってます。議長もその事は聞いておられるという事で、当日、病気か何かで、補佐が座っている時もあったんですが、前もってわかるんだったらしておいてほしいと言うことだけ申し上げてますので、その時よろしくお願いします。
他にございませんか。

(な し)

委員長 他になければ本日の議会運営委員会はこれをもって終わりたいと思いますが、臨時会当日に議会運営委員会を開く必要が生じたときには正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいか。

(異議なし)

委員長 それでは、臨時会当日は議会運営委員会は開きませんが、会議を持つ必要が生じたときには、正副委員長の判断でさせていただくことになるかも知れないということをお含みいただきまして、本日の議会運営委員会は以上を持って終了させていただきます。ごくろうさまでした。 (午前9時58分 閉会)